

項番	公募要領項 頁	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
1	1	I.本事業の目的と内容	1. 本事業の目的	助成金の概要を、知りたい。	本事業では、複数の宿泊事業者等が連携し、 共同で利用する設備や施設の導入・改修等を支援することで、観光地全体のサービス水準および労働生産性の向上を図ることを目的 としています。
2	1	I.本事業の目的と内容	1. 本事業の目的	本事業で一番大切にしていることは何か。	本事業が地域全体のサービス水準や労働生産性の向上を目的とする事業であるという点を念頭に置いていただければと思います。
3	3	II.補助対象事業者及び補助内容	1. 補助対象事業者の要件	地域共同として改修する寮の物件の所有者は代表団体・構成員に含まれていなくてもよいか。	どの団体・組織が補助対象内容を所有するかによって、該当団体が体制に含まれる必要があるかが異なります。詳細は事務局までお問い合わせください。
4	4	II.補助対象事業者及び補助内容	1. 補助対象事業者の要件	グループ会社の具体的な定義を教えてください。	「代表者が同一、または企業会計が同一いずれかの当てはまる場合」 をグループ会社として定義いたします。ご不明点がある場合は事務局にお問い合わせください。
5	6	II.補助対象事業者及び補助内容	2. 補助内容	対象経費について教えてください。 ① 古民家の移築費用は補助対象になるか。 ② 共同利用の湯浴施設の新築は対象になるか。 ③ 人件費について、初期構築やコンサル費用は対象になるか。	①②③いずれも補助対象外になります。詳細のお問い合わせは事務局までお問い合わせください。
6	6	II.補助対象事業者及び補助内容	2. 補助内容	対象となる設備等具体的に知りたい。	地方公共団体やDMO及び民間事業者等が実施する観光地全体のサービス水準や労働生産性の向上を目的とする共同設備導入や改修が補助対象となります。(共同社員寮・温泉引湯管・共同循環バス・共同キッチン・コミュニティーガス事業や地域共同倉庫の導入、改修及び上記設備導入や改修後の運営に係るシステム構築に係る経費など)
7	6	II.補助対象事業者及び補助内容	2. 補助内容	周辺店舗や周辺宿泊事業者で協力・連携をして、まちを周遊することで、ホテルの飲食機能やその他アクティビティの運営などの機能を補完し、まち全体の受け入れを支援するようなシステムの導入を検討しているが、補助金対象となるか。	・飲食サービスやアクティビティの「運営そのもの」 ・周辺店舗との連携によるサービス提供行為のみ ・ソフト面のみで完結する取り組み については、補助対象外経費（運用経費）に該当するため、単独では補助対象とはなりません。 ただし、 ・地域内の複数の宿泊事業者等が共同で利用することを前提とし、ハード面の設備導入・改修、またはそれと一体不可分なシステム構築を伴う場合には、周辺店舗や事業者との連携を含む「仕組み」として申請することは可能です。 その場合には、 ・導入・改修する設備やシステムの内容 ・その設備・システムによって、どのように地域周遊や機能補完が実現されるのか ・複数の宿泊事業者がどのように共同利用するのか ・事業完了後の管理主体・運営ルール を、事業計画書等において具体的にかつ明確に記載していただく必要があります。
8	8	III.申請手続	(3) 提出書類	申請段階での協力事業者との契約書の締結が必要かどうか。	必須となります。(様式4) 共同事業体構成書に詳細をご記入ください。
9	-	-	-	補助対象者に地方自治体は含まれるか。	構成員としての申請は可能ですが、 地方公共団体が支出する経費は補助対象経費になりません。
10	-	-	-	温泉引湯管に関する事例について教えてください。また、参考になる事例集などはリスト形式でも公開されるか。	事例集等のご用意はございませんが、温泉引湯管に関する補助対象経費・事業実施体制の考え方について、代表的な例回答いたします。 ■ 例① 源泉から宿泊施設等までの引湯管を、すべて自治体が所有している場合 → 本補助事業では地方公共団体が支出する経費が補助対象経費とならないため、地方公共団体が所有する引湯管部分は補助対象外となります。 ■ 例② 源泉から宿泊施設等までの引湯管を、民間事業者が一体的に所有している場合 → 当該事業者が、本事業の実施主体または共同事業体の構成員として申請体制に含まれている場合には、当該事業者が所有する引湯管は補助対象となります。 ■ 例③ 源泉から結節点までは自治体または特定事業者が所有し、結節点から先の宿泊施設等までの引湯管を各宿泊施設等が所有している場合 → それぞれの引湯管について、所有者が本事業の実施主体または共同事業体の構成員に含まれている場合に限り、各所有者が保有する引湯管部分が補助対象となり得ます。なお、地方公共団体が所有する部分については、補助対象外となります。 いずれのケースにおいても、 ・引湯管の所有者 ・本事業における実施主体 ・構成員との関係 ・事業完了後の管理主体 について、申請書類（申請様式1：事業計画書、申請様式4：共同事業体構成書等）に明確に記載していただく必要があります。